

# 戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

## 令和2年度第4回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村補佐 厚生労働省の中村でございます。

お時間になりました。皆さん、おそろいなので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本会議の事務局を務めます社会・援護局援護企画課の中村でございます。

本日の会議は、構成員の皆様とも御相談させていただき、ウェブ会議での開催とさせていただくことといたしました。御不便をおかけすることになると思いますが、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、構成員の方々には、必要に応じてウェブ会議の利用方法について、事前にリハーサルを行って、動作確認をさせていただいておりますが、会議中にシステムの不具合が発生したり、操作方法など、御不明点がございましたら、事務局まで御連絡のほど、よろしくお願いいたします。

また、利用するに当たりまして、御注意していただきたい点がございます。音声ハウリングしたり、また、マイクが周囲の雑音を拾ってしまうことがありますので、会議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして、お名前、それから御発言がある旨をお声がけください。座長から順次御指名させていただきます。御発言が終わりましたら、マイクをオフ、ミュートにさせていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和2年度第4回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、出席者名簿のとおり、全ての構成員の方に御出席いただいております。

犬伏座長、熊谷構成員、黒沢構成員、竹内構成員、浜井構成員でございます。

また、オブザーバーとして、信州大学医学部法医学教室教授の浅村先生。

日本遺族会専務理事、畔上和男様。

日本戦没者遺骨収集推進協会専務理事、竹之下和雄様です。

事務局の出席者につきましては、出席者名簿の裏面に記載のあるとおりでございますので、そちらを御参照ください。

また、本日の有識者会議の傍聴につきましては、ウェブ会議とすることに伴って、傍聴者の募集はしないことといたしましたが、会議終了後に、オンラインで記者ブリーフィングを行います。

なお、会議資料は本日、議事録は後日、厚労省のホームページに掲載いたします。

それでは、まず初めに、橋本社会・援護局長より御挨拶を申し上げます。

○橋本社会・援護局長 社会・援護局長の橋本でございます。

本日は、構成員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ、御参集いただきましてありがとうございます。

会議の開始に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

昨年9月19日に戦没者遺骨のDNA鑑定人会議におきまして、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、適切な対応が行われてこなかった事例、これを公表して

以降、この有識者会議におかれまして、御意見を取りまとめていただいで、戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針を策定することができたわけでございます。本当にありがとうございました。

私ども厚労省といたしましては、この方針に沿って、順次、取組を進めているところでございまして、今後とも適切に遺骨収集事業を進めていく所存でございます。

本日の会議におきましては、1つには、毎年御報告しております、指定法人の指導監査結果、2つ目といたしまして、戦没者遺骨収集事業の取組状況、3つ目といたしまして、戦没者遺骨鑑定センターにおけるDNA鑑定の進め方について、この3点につきまして、御議論いただくことといたしております。

皆様から、どうぞ忌憚のない意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日、私、ほかの用務の都合によりまして、この挨拶のみにて失礼させていただきますことを、御容赦いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○中村補佐 中村です。ありがとうございました。

議題に移ります前に、初めに資料の確認をお願いいたします。

まず、議事次第、出席者名簿。

資料1といたしまして「指定法人への指導監査結果について」。

資料2「戦没者の遺骨収集事業の概要」。

資料3「戦没者遺骨鑑定センターにおけるDNA鑑定の進め方について」。

参考資料といたしまして「『戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し』への対応状況について」という資料でございます。

資料の配付漏れ等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思ひますが、皆さん、大丈夫でいらっしゃるでしょうか。

それでは、犬伏座長、以後、進行をお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に御案内のとおり「(1) 指定法人への指導監査結果について」「(2) 戦没者遺骨収集事業の取組状況について」「(3) 戦没者遺骨鑑定センターにおけるDNA鑑定の進め方について」を御議論いただくことになっております。

本会議の進め方ですけれども、まずは、資料の説明を事務局からお願いしたいと思ひます。

その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、資料1の説明を事務局よりお願いいたします。

○中村補佐 事務局の中村でございます。

それでは、資料1、指定法人への指導監査結果について御説明させていただきます。

まず、ここで言う指定法人とは、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づきまして、

戦没者の遺骨の情報収集、それから遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、平成28年の8月19日に厚生労働大臣が指定いたしました一般社団法人の日本戦没者遺骨収集推進協会のことでございます。

厚労省では、指定法人が厚労省から委託を受けて実施しております、戦没者遺骨収集等事業について、本推進法に基づきまして、毎年1回、事務所への立入りによる指導監査を実施しております。

指導監査の結果につきましては、毎年、本有識者会議において御報告しておりますが、本日は、本年8月に実施いたしました指導監査の結果について御報告させていただきます。

資料1ページを御覧ください。

今回御報告する内容につきましては、4点ございます。

まず1つ目でございますが、昨年10月に開催いたしました第3回の有識者会議において、平成30年度の指定法人の事業の実施状況について、その監査結果を報告したところでございますが、その際に、構成員の方々から助言や御意見をいただきましたので、それに対する対応状況の御報告が1つ。

2つ目でございますが、昨年7月に実施いたしました指導監査におきまして、厚労省からの指摘事項に対する指定法人の改善状況の御報告。

3つ目でございますが、本年8月に実施いたしました指導監査の結果と、厚労省からの指摘事項に対する指定法人の、その後の対応状況の御報告ということです。

最後に、今回の指導監査結果から見えた課題や対応方針について御報告となります。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

こちらにつきましては、第3回の有識者会議においての構成員からの助言・意見に対する対応状況ということでございます。

昨年、熊谷構成員から、協会の業務運営について、どんなリスクがあるのか洗い出しを行い、何が不足しているかを検討していただきたいという御意見。

それから、当時の戸部構成員から、健康管理にまず重点を置くと同時に、長期的には人材の補充や育成が大事であるという御意見・御助言をいただいております。

これについての法人の対応状況ということで御報告します。

まず、健康管理の改善につきましては、年1回の健康診断、こちらは従来から行っておりますが、これに加えて、令和元年の11月に新たに嘱託産業医と契約を結びまして、派遣前に問診を実施するということといたしました。

また、協会職員以外の派遣員、これは社員団体の派遣員になりますが、こちらにつきましては支度料を約8,000円増額いたしまして、健康診断を受診しやすい環境の整備を行ったということでございます。

次に、職員の研修の強化、まさに人材の育成という観点から職員の研修を強化したということでございます。

現地での情報収集や御遺骨の収集手順については、従来から研修を行っておりますが、

今年度は新たに、救命講習、具体的にはAEDの講習、遺骨鑑定に関わる研究室の視察などを実施することで、遺骨収集に附属する能力の育成、スキルアップを図ったというところでございます。

最後に人材の補充につきましては、令和2年度には、新たに13名の採用を行ったところでございます。

採用に当たっては、公募による書面の選考、面接を行って採用しました。御遺骨への尊厳を重んじて、意欲のある方を前提として、協調性や体力のある方を特に重視しているというようなどころでございまして、採用した人につきましては、語学が堪能な者、具体的には英語やミャンマー語が話せる人、地図の読図能力を持った者も採用したと聞いております。

2ページの説明については、以上でございます。

次に3ページを御覧ください。

こちらにつきましては、令和元年の7月11日と12日に厚労省で指導監査に入り、指定法人へ指摘事項を行ったわけですが、その改善状況でございます。

まず、令和元年度の指導監査における文書指摘については、契約に係るもので予定価格を作成していなかったというところでの文書指摘となっております。

これについて、本年の監査において確認したところ、おおむね改善というようなことになっております。

なお、一部、不落等を見据えた契約手続がされていなかったということで、後ほど御説明いたしますが、口頭での改めての指摘をさせていただきました。

次に、口頭指摘でございますが、文書の取扱規程の整理ということで、規程上、文書の機密性、秘密性というのは、具体的には個人情報などが記載されている重要な文書など、データとかも含まれますが、そのランクづけを行って、適切に管理を行うといったものでございます。

それについては、文書の取扱規程を改正して、機密性を設けました。また、研修を通じて職員等に周知していることを確認しております。

次に、助言事項でございますが、2つございます。

まず、各種管理者への書面による辞令の交付、具体的には、印章の管理者、個人情報の保護管理者等の指名について、口頭では行っていましたが書面による辞令交付を行ってなかったということで、助言を行ったということでございます。

これについて、本年の指導監査で確認しましたところ、まだ一部書面による辞令交付が行われていないということを確認いたしました。

これにつきましては、令和2年度の監査においても、引き続き、助言ということにさせていただきましたが、詳しい内容は、後ほど御説明させていただきます。

2点目ですが、会計処理等の業務手順書の作成というもので会計処理等に関する職員向けの手順書、こういったものがなかったものですから、新規採用職員等でも、適切に業務、

作業ができるように、内容を記載した手順書を作成してはどうかということで助言をさせていただきます。

これにつきましては、年間・月間の重要な事務の一覧を示した書類を作成して、担当者内で共有していることを確認しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

こちらにつきましては、本年8月4日と5日、2日間にかけて、指定法人に対する指導監査を実施したというところで、それに対しての指摘事項と、これに対する現在の指定法人の改善状況の御報告ということになります。

まず、文書指摘でございますが、代表理事の職務執行状況の報告ということになります。

これについては、一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律、定款において、代表理事、具体的には会長、副会長、専務理事は職務の執行状況を理事会で年度毎に最低でも4か月を超える間隔で、2回の報告が必要とされているというところですが、令和元年度につきましては、報告が1回で1年分の職務業況報告がされていたというところですので、2回の報告を行うように、文書で指導をしているところでございます。

現在の状況でございますが、新型コロナウイルスの影響に鑑み、第21回の臨時理事会、これは書面評決でやっております。令和2年度の上半期の代表理事の職務執行状況を、このときに御報告しました。

また、令和3年3月末の開催の定時理事会において報告を行うということで、推進協会のほうから改善報告が上がっております。

来年は、ウェブ会議形式を含めて、法令に則した2回の報告を行うこととしています。

ここで若干補足ですが、代表理事による理事会の職務執行状況報告につきましては、書面評決の報告は行ったことにはならず、実際に、理事会を開催、具体的には、対面、ウェブ会議として報告する必要があるということなので、厚労省としても、しっかり指導していきたいと思っております。

それから、口頭指摘として3点ございました。

まずは、個人情報保護体制の整備ということでございます。

個人情報の保護規程において定められている個人情報監査責任者が専務理事から選任されていなかったということで、規程で定められた体制を整備するように指導を行っております。

これにつきましては、8月17日に規程で定められた体制を既に整備を行って、体制一覧表にして、職員に周知を図ったというところでございます。

2点目は、先ほど御説明いたしましたが、不落を見据えた契約手続、契約に係る予定価格を作成したというところなのですが、一部の契約において事業の開始に間に合わないとの理由で、予定価格を上回った金額で契約を締結している案件が確認されたということでございます。

予定価格を上回る入札に対応できるように、不落を見据えた契約手続を行うように指導

をしております。

現在の状況ですが、コロナの影響で海外での収集等を行っていない状況で、次回以降ということになります。今後の調達につきましては、不落となった場合に再公募の手続を経ても、派遣準備に支障なく契約できるようなスケジュールで調達を進めるようにするというで聞いております。

最後に、月次契約状況報告書の作成、これにつきましては、協会の会計規程で、毎月の契約の状況について報告書を作成する規程になっておりますが、それが整備されていなかったというところでございます。

数か月という単位では作成されているのですが、毎月作成ということになっておりますので、毎月作成するように指導を行ったということです。

現在の改善状況につきましては、既に改善が行われており、月次報告書は作成しています。経理責任者と関係職員に対しても周知を図っているところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

こちらにつきましては、助言ということにさせていただいております。2点でございます。

支出の決定に係る決裁権限の整理というものです。

支出の決定に係る決裁につきましては、内規によって支出の金額などによって、決裁権者を区分するようになっているのですが、実際は全ての支出の決裁について、専務理事が決裁を全て行っていたというような状況で内規に基づいた運用がされていなかったというところでございますが、状況を確認したところ、8月31日に、決裁区分を整理した一覧表を作成して、協会内の事務局の決裁が終了していたということでございます。

当面は、現決裁区分が適当かどうかを確認しながら、実施しておりますが、来年度は、その結果を踏まえて、必要であれば、見直しを行う予定と聞いております。

2つ目、これにつきましては各種管理者等の書面による辞令の交付ということになりますが、個人情報保護管理者などは、一部書面による辞令交付が行われていなかったというところでございますが、指定法人からは業務が多忙で辞令の交付というものが負担になっているというようなことだったので、うちのほうとしては、辞令交付が目的ではないので、誰が管理者であって、その人がどのような業務を行っているのか、職員がきちんと把握しているのかということが、まず第1に大事ではないですかというような御助言をさせていただきました。辞令にこだわらず、各種管理者等の一覧表を作成して職員に周知する手段もありますよということで、助言を行ったところでございます。

それを受けて8月17日に、各種管理者の一覧表を作成して、職員に周知を図ったということで、既に改善されているというような状況でございます。

以上が監査結果でございますが、最後に4点目といたしまして、今回の指導監査結果から見えた課題や、対処方針ということになります。先ほど御説明したとおり、一部、法令や内部規程の遵守が徹底されていないというような課題も認められたというところでございます。

今後につきましては、例えば、文書指摘を行ったものについては、改善の状況を求めて、確実に実行されているかということを確認を行うということ。また、口頭指摘や助言事項についても、適切な対応が行われているかどうかについて、適宜改善状況の報告を求めて、継続的な確認を行っていくというところです。

また、法令等に基づき適正な運営が行われているかについて、引き続き、指導監査を行っていくというところでございます。

指導監査の結果につきましては、以上が御説明となります。

○犬伏座長 犬伏です。

資料1についての説明、御苦労さまでした。

ここまでの内容に対して、御質問や御意見があれば、最初にマイクをオンにして、お名前をお願いいたします。

私のほうから御指名をさせていただいた後、お名前を言っていただき、御発言をお願いします。なお、発言は終わりましたら、マイクをオフにしてください。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○竹内構成員 構成員の竹内でございます。

指定法人に対する指導監査の状況について、御説明ありがとうございます。

指定法人に対する指導監査に対する要望及び指定法人さん自身の内部管理体制に対しての若干の要望を申し述べたいと思います。

先ほど口頭指摘の中に、月次契約状況報告書の作成というものが、適時作れていなかったという状況があったという、口頭指摘の事項が説明されましたけれども、こちらが適時作られるということだけが目的ではない。作成だけが目的ではなくて、月次にどのような重要な契約がなされているかということをもとめて、それを適切な立場の方が、それをチェックして、妥当な契約が締結されているかどうかということ法人の中でモニタリングするというのが目的になりますので、これを作成するだけで丸ということではないということをお十分御理解の上、指定法人様は、そのような内部体制を作っていただきたいですし、そのような体制が運用されているかどうかを指導監査のほうで確認していただきたいと思っております。それが1点です。

もう一点ございまして、今申し上げました契約に基づく支出、これは、金額的に大きなものになるかと思うのですが、それ以外の細かな支出について、当然出てくると思うのですが、先ほど監査の結果、助言をされたという内容で、支出の決定における決裁権限の整理が、うまく権限移譲がされてなくて専務理事が全て決裁を行っていたという助言がございましたけれども、こちらについては、そもそも全て専務理事が決裁をするのであれば、事務に滞りが出たりとか、円滑な事務処理が阻害されるということもあって、適切な権限の方に移譲していくというのが組織では行われるわけですが、そこで内規が設けられているというので、その内規どおり、事務処理がされているかどうかを、今後確認するということになってはいますが、こちらの助言の内容にもありますけれども、決裁



区分が適切かどうかという視点が非常に大事だと思います。移譲をし過ぎると、やはりチェック、目が行き届かなくなるような支出が出てくるリスクがございます。

いわゆる不適切な支出を防止するという観点からは、移譲が進み過ぎると、そういったリスクも出てくるという半面がございますので、細かな支出においても、事後的に、適切な決裁区分がなされて、そのとおりやられているということをとともに移譲するわけですから、事後的なチェックというものも指定法人さんの中で定期的に行われる、ないしは指導監査のほうでも、重ねて確認していただく、そういったことが大事になってくるかなと感想を持ちました。

私のほうは、以上です。

○犬伏座長 竹内構成員、御質問ありがとうございます。

2点ほどの御質問があったと思いますけれども、事務局から説明があれば、いただいた上で、オブザーバーの指定法人のほうからも、また御説明をいただきたいと思いますので、まずは事務局のほうから御説明いただけますでしょうか。

○中村補佐 事務局の中村でございます。

先ほど、竹内構成員のほうから御指摘いただきました、例えば月次報告書のモニタリングが重要であるということ。

また、決裁区分につきましては、事後的なチェック、こちらについても重要であるということ、承知いたしました。

厚労省といたしましても、まさに、それは運用の世界ではございますが、支出につきましては10万円以上ということで、今のところ、専務理事が、決裁区分になっているというようなところがございますので、そこにつきましては、実際、今年度運用してみて、そこが適当かどうかということ指定法人としても検討していただき、指導監査においても現実的にそれが適正かどうかということを含めて、確認を行いたいと思っております。

御指摘、ありがとうございます。

○犬伏座長 指定法人のほうから、竹内構成員の御指摘について、既にお考えであるというようなこと、あるいは、今後の課題としたいといったようなことがございましたら、御発言いただきたいと思っております。

○竹内構成員 御回答ありがとうございます。

まずは、指導監査のほうで、法人さんのほうで、まだ、未構築な部分があれば、どんどんして指導していただいて、いずれはというか、望ましいのは、指定法人さんの中にそのような適切な支出が担保されるような仕組みというものを作っていただく必要があると思っておりますので、指導をして、それを指定法人さんのほうに植え付けていくという形の指導監査が実施されることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○犬伏座長 それでは、竹之下オブザーバー、何か御発言があれば、よろしく願いします。

○竹之下オブザーバー 遺骨収集推進協会の竹之下でございます。

いろいろな御指摘、ありがとうございました。

その中で、契約に基づく支出の件で、今、竹内先生から御指摘いただいた件ですけれども、私ども決裁区分は、移譲して10万以下は、部長さんでお願いしているのですが、ただ、稟議書そのものが、以前のものを使っていたので、私が既にものを購入して請求書が来て、それで、お金を送るのは、私が最終的に承諾書をクリックして、お金が出ていくという形になっていますので、その時点で、全てを見ますので、権限移譲をし過ぎて、不適正な支出がどんどん行われているというような心配はありません。

もう一つ、決裁段階でも、分譲して移譲していたものが、たまたま稟議書が、同じものを使っているのか、私が送金時に見たのか、その前にもう執行されていたのかというのが曖昧になってしまっている、後で見ると、そういうものはありますので、後閲のものは、後閲と、そうではないものと区別できるようにしたいと思っています。

それと不適正支出のチェックはいかがかという点については、送金段階は全てまだ移譲はしておりませんので、私が承認のクリックをしないと、インターネットバンキングでお金が動かないということで、御心配いただかなくてもよろしいかと思っております。

以上です。

○犬伏座長 竹内構成員、何か追加の御助言等はございますでしょうか。

○竹内構成員 御説明、御回答ありがとうございます。

契約ないしはその支出の部分について、牽制体制が出来上がっているという御説明でありましたので、そういった内部牽制が保たれているという点で、問題はないのかなと思えますので、あとは、どうしても銀行振込みとか、そういったものをなじまないような立替支出であるとか、立替金、そういったものとかがあるようであれば、また違う支出、どうしても支出が先行になったりとか、そういうケースも、どうしても事業をやっていく上で、通常であれば、それが全くないということはございませんので、そういった、また違う、ちょっと通例でないような支出の場合について、注意して、事業を遂行していただければと思っております。

どうもありがとうございます。

○犬伏座長 竹内構成員、御質問、御助言ありがとうございます。

それでは、そのほかの御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

熊谷構成員、よろしくお願いいたします。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

1点だけ、御質問であり、お願いなのですが、今回コロナ禍ということもあって、理事会の開催がなかなか難しいというのもあるようなのですが、もともと、4か月を超える間隔で2回ということで少な目のだろうと思うのです。

その中で、今回もそうなのですが、例えば、厚労省の指導監査であるとか、それから、この会議での様々な指摘事項、運営に関わるいろいろな指摘や、厚労省からの助言などもあると思うので、そういったものをタイムリーに理事の方々に共有していただくと

いうことを、どのようなタイミングでされているのかというのが1つ御質問で、そういったものをきちんとタイムリーに理事の間で情報共有をするようにしてくださいというのが、お願いです。

以上です。

○犬伏座長 熊谷構成員、どうもありがとうございました。

それでは、事務局あるいはオブザーバーの指定法人のほうから御説明いただければと思いますが、事務局、何かございますでしょうか。

○竹之下オブザーバー 遺骨収集推進協会の竹之下です。

今、御指摘いただいていることは、厚労省からのいろいろな連絡、必要なことは、直ちに文書で各理事にも流しておりますし、それから、最近の厚労省でちょっと変更された遺骨収集における手順書の問題については、密を避けるため、3回に分けて、各社団法人の皆さんに集まっていただいて、直接厚労省の担当の方から説明していただくという機会も設けました。

それで、先ほどちょっと出ました書面評決で、代表理事の職務執行状況を説明するという件でも、私どもの理事は過半数が75歳を超えた後期高齢者でありますので、一方で、後期高齢者が、特に、コロナ感染予防に気をつけるということもございましたので、書面評決にいたしました。これは、それぞれについて、御意見を賜る設問も作らせていただいて、御意見をいただいたところへは、必要があれば、全員にと考えていますけれども、個別の意見の方がほとんどでしたので、個別に私どもの考え方、答えなどを書いたりして、意思疎通を図っているところでございます。

以上です。

○犬伏座長 犬伏です。

熊谷構成員、今の御説明でよろしいでしょうか。さらに、何か御助言、御質問があれば追加してください。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

基本的に、考え方はよく分かりました。

あとは、この厚労省からの文書の指摘であるとか、口頭の指摘というようなものも、これもまたタイムリーに理事の方々に情報が共有されていると伺ってよろしいですね。

○犬伏座長 竹之下オブザーバー、どうぞ。

○竹之下オブザーバー 竹之下です。

そのとおりでございます。極力、そう努めております。

○熊谷構成員 そのあたりは、割と運営に関わる問題ですので、理事の方たちの認識にそごがないようにするように、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○竹之下オブザーバー 承知いたしました。

○犬伏座長 犬伏です。

コロナ感染下での業務執行には御苦勞があるかと思えますけれども、法令内規等の遵守ということも重要なことですので、適正な執行に努めていただければと思います。

それでは、そのほかの質問はございますでしょうか。

ほかに、御質問はございませんでしょうか。あるいはオブザーバーの方々、指定法人の方々、追加して何か、今回の指定法人の指導監督について、追加的な御意見がございましたら、よろしくお願ひします。

それでは、特にないということですので、引き続き、資料2の説明を事務局からお願いいたします。

○佐藤室長 事務局の佐藤でございます。

資料2について、御説明をさせていただきます。

資料2は、戦没者遺骨収集事業に関する基礎資料として、毎回配付しているものでございます。

まず、1ページから6ページは、前回9月の会議でもお示ししている資料を、10月末現在で整理いたしました。

1ページ、2ページは、前回の会議でお示したものと同一内容となっております。

3ページ目でございますけれども、収容遺骨数の推移と現地調査の計画でございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、海外における現地調査、遺骨収容は実施できておりませんので、硫黄島の遺骨収容数のみを更新しております。

あとは前回会議と同じ内容でございます。

4ページ目に進ませさせていただきまして、身元特定のためのDNA鑑定の実施状況でございます。

この間の鑑定実施により、中ほど青い色のDNA抽出済みが少し増えまして、未抽出のものが減っております。

右上段のオレンジ色の身元が判明し、御遺族に返還したケースが、前回から7件増えております。

続きまして5ページでございますが、地域別保管検体数ですが、今、お話しした身元が特定され、御遺族にお返ししたものを除いて計上しております。

旧ソ連で5検体、ギルバート諸島で2検体、計7検体が減少しているところでございます。

続きまして6ページでございます。

年度別の実績でございます。鑑定を依頼した年度ごとに計上しております。前回の会議では、令和元年度までお示しておりましたが、今回、令和2年度の鑑定数を計上いたしました。

これは、先ほど申し上げたとおり、鑑定数は依頼した年度ごとに計上しております。

7ページでございます。

令和2年度における戦没者遺骨収集事業の状況について御説明をいたします。

遺骨収集の対象国につきましては、外務省の感染症危険情報が全ての国に対して、レベル2の不要不急の渡航はやめてください。または、レベル3の渡航中止勧告が発出されています。

また、一部の国を除き、入国制限あるいは入国後の行動制限がかかっている状況です。

これまでの派遣状況として、硫黄島において、派遣者を絞るなどして、11月末までに調査派遣を12回、収集派遣を3回実施いたしました。資料では調査派遣13回となっておりますが、13回目は11月末から昨日まで実施しておりましたので、11月末で調査を終えているのは12回ということになります。申し訳ございません。

なお、収集派遣は壕内に入るなど、密な環境で作業を行うことから、渡島前にPCR検査を実施して、対応しております。

実施状況は、次の8ページにございます。8ページを御覧ください。上段ですけれども、今年度は、これまでに46柱の御遺骨を収容しております。

調査は、あと6回の計19回、遺骨収集は、あと1回、計4回の実施を予定しております。

また、沖縄における遺骨収集も実施しております。沖縄の遺骨収集は、国と沖縄県で役割を分担して実施しており、国は重機における掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施し、沖縄県は国からの委託を受けて、NPO法人などの団体や個人の遺骨収集ボランティアを活用して、地表などで発見された御遺骨について収容を実施しております。

また、平成23年に沖縄県遺骨収集情報センターを設置し、遺骨収集に係る情報を収集する体制を構築して、国と沖縄県で連携を図りながら、遺骨収集を進めております。

なお、沖縄県の収容柱数につきましては、専門家による鑑定が完全には終わっていないために、元年度は暫定値、2年度は集計中と記載させていただいております。

続きまして9ページにお進みいただいて、ハワイにおいて遺骨受領を行いました。

キリバス共和国ギルバート諸島のタラワ環礁において収容されていた、米国DPAAの管理下にあるアジア系の御遺骨について、DPAAよりDNA鑑定等のための検定の提供を受けて、身元特定のためのDNA分析等を実施しております。

戦没者の御遺族に、全体の提供を呼びかけ、御遺族から提供された検体と、DPAAから提供された検体の照合を行っておりますが、現在、2柱について日本人御遺族との間に血縁関係があると結果が得られました。

その2柱の御遺骨は、ハワイのDPAA研究所に保管されていたのですが、今般、ハワイへの入国制限が緩和されたことから、当方の職員を派遣しまして、日本へ持ち帰ることができました。

現在、御遺族へのお引渡しについて、調整をしております。

恐縮ですが、7ページにお戻りをいただきまして、中盤の硫黄島とハワイについては、ただいま御説明いたしました。

3段目の今後の取組でございますが、今後、3月まで国内の硫黄島の派遣を実施、沖縄への派遣についても、条件が整えば、実施を検討してまいります。

海外派遣は入国制限等の状況を見ながら、可能な場合には、現地保管中の御遺骨からDNA検体を採取して送還する派遣などを優先して実施する方向で検討しております。

今後も、遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書による協議や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンラインでの協議などは実施してまいります。

続きまして、10ページから21ページにつきましては、いつも配布している各地域の取組状況についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、外交ルートを通じた文書による協議や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議などは実施しているところですが、現地調査などは実施できておりませんので、各地域の取組状況については、更新をほとんど行っておりません。

時間の関係もございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、22ページへ飛んでいただきまして、戦没者の遺留品調査返還業務について、御説明をさせていただきます。

戦没者の遺留品に関しましては、御遺骨の調査、収容現場で見つかったもの以外でも遺留品保有者から連絡を受け、元の所有者が特定できた場合に、その御本人あるいは御遺族に返還する業務を行っております。

事業の内容について、次の23ページに資料をおつけしておりますが、まず、遺留品保有者から御遺族へ返還したいなどの連絡があった場合に、厚生労働省に遺留品の写真を送付していただきます。

近年は、海外ボランティアの御協力もあり、外国などに持ち帰られた遺留品についても、海外に居住する保有者からの連絡が多くなっております。

そのため、平成30年度からは、御遺族等のネットワークを活用できる団体の御協力を得て、業務の一部を委託しております。

公募により、日本遺族会さんに委託をしております。

次に、遺留品にございます氏名等の手がかりを基に、まずは厚生労働省が保管資料などを調査するとともに、委託団体における御遺族の関係者のネットワークを活用して調査を行い、その上で、元の所有者を特定いたします。

元の所有者が特定できた場合には、自治体を通じて、特定した元の所有者の御遺族、所在調査や受取意思の確認を行っております。

意思の確認を行った後、御遺族の意思を遺留品保有者にお伝えし、遺留品保有者から厚労省あるいは日本遺族会さんに遺留品を送っていただき、御遺族に返還をしているところでございます。

遺留品の調査は、元の所有者や取得場所、取得時期などの情報を基に、資料を調査することにより行っておりますが、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなくて、御遺族を特定することが困難な場合が多くなっております。

22ページにお戻りいただいて、中段の過去の実績でございます。

平成23年度から令和2年度上半期までの実績として、受付件数が2,941件、うち御遺族へ

の返還が679件、元の所有者が特定できなかつた、あるいは御遺族の受領辞退などが1,676件、調査中が586件となっております。

次に、本事業の課題についてでございますけれども、御遺族の高齢化が進む中、遺留品の返還依頼が増加しております。返還可能な遺留品をできるだけ早く御遺族にお届けするために、業務プロセスの見直しを行ったところ、次のような課題が明らかになりました。

1つ目として、調査手法が標準化されておらず、業務経験のある職員が助言を行うサポート体制などがなかったために、担当者が多くの案件を抱える状況になっておりました。

2つ目として御遺族が特定されたケースにおいて、御遺族の受領意思を遺留品保有者に伝達し、送付を依頼した後に、特段の督促を行っていないなど、進捗管理が不十分でした。

中には、職員の連携不足により、遺留品が厚労省の硫黄島事務所に約3年間保管されたままになっていたケースがございました。

これは、すぐに御遺族におわびの上、遺留品を返還いたしました。

3つ目として、遺留品保有者が海外居住の場合などに、御遺族の受取意思を伝達しても、厚労省に送付いただけないケースがありまして、遺留品の送料負担が原因となっている可能性がありました。

これらの課題が明らかになったところです。このような課題を踏まえ、事業を円滑に実施して、遺留品をできるだけ早く御遺族にお届けするため、次のとおり、業務プロセスを見直しました。

まず、調査の手法や着眼点を明らかにしたチェックシートの活用や、資料調査等の業務の経験のある職員が助言を行う体制を整備しました。

次に、定期的に業務の進捗状況を確認し、遺留品保有者に対する督促を行うとともに、御遺族に対し調査状況をお知らせする。そして、遺留品の送付に係る郵送料を着払いとすることといたしました。

具体的な調査の例を24ページから26ページにおつけいたしました。

記載などに個人情報を含むため、画像を加工させていただいております。

24ページの例は、黒い星と白い四角で伏せておりますが、氏名が記されており、お寺の名前や地名などから、当局の保管資料により、元の所有者を絞り込み、県庁を通じて、御遺族をお探しし、お返ししたものでございます。

続く25ページも同様に、氏名や地名から元の所有者を絞り込んで、御遺族にお返ししたものでございますし、

最後の26ページは、郵政貯金簿ですけれども、これも所属部隊やお名前から、当局保管資料を基に、元の所有者を絞り込み、御遺族をお探ししてお返しをしたケースでございます。

簡単では、ございますが、資料2の説明は、以上でございます。

○犬伏座長 犬伏です。

ただいまの遺骨収集の取組につきまして御説明いただいたことに対して、御質問や御意

見がございましたら、お願いいたします。

浜井構成員、お願いいたします。

○浜井構成員 構成員の浜井です。

今年度の取組状況についての御説明ありがとうございました。

コメントと質問を1つずつさせていただきたいと思います。

1つ目はコメントで、今、御説明がありました。今年度59件予定されていた現地調査が、新型コロナウイルスの影響で、ことごとく実施ができない状況になったということでした。この現地調査を踏まえて遺骨収集をするという段取りだったと思いますが、また、来年度において、コロナウイルスはどうなっているかということも影響してくると思いますが、来年度以降については、この現地調査と、これから遺骨収集をどうしていくかという計画の見直しが必要になってくると思いますので、その点については柔軟に、また、このコロナの影響がある程度、もう大丈夫だという状態になったら、すぐにでも再開できるような形で、柔軟かつ即応できるような体制で見直しを進めていただきたいと思います。

もちろん、この点については、もう進められていると思いますが、念のため、コメントとさせていただきたいと思います。

もう一点は、沖縄の遺骨収集について、事務局に質問をさせていただきたいと思います。

沖縄では、特に激戦となった沖縄本島の南部では、今も多くの遺骨が見つまっているという状況は、皆さん御案内のとおりだと思いますが、最近、最も激戦区であった糸満市などの土砂が、米軍の辺野古新基地の埋立て工事に使われているということで、懸念の声が上がっているという報道が伝わってきています。

戦没者の遺骨が混じっている土砂が、米軍の基地建設に使われているのではないかと、懸念であります。

この点に関しては、厚労省も当然承知のこととは思いますが、国の責務として遺骨収集事業を行っている以上、このような工事が既に進められているということは、そこで使用されている土砂には、そういった戦没者の遺骨が含まれていないという御判断がなされているからだと思います。

ただ、当該地の土砂に、その遺骨が含まれているか、含まれていないという判断は非常に難しい判断だとも思うわけです。

したがって、厚労省として遺骨が含まれていないのだという判断をされている、あるいはそういった認識であるということで、まず間違いないですかということが、1つ目の質問であります。

また、そういう判断、認識を持っているのであれば、工事に使われている土砂に戦没者の遺骨が含まれていないと判断した根拠についても、合わせて説明をしていただきたいと思います。

もちろん、遺骨が含まれているかどうか分からない状態で、もし、工事が進められているとするならば、これは国の責務として実施されている遺骨収集事業という観点からは、



ゆゆしき問題だと思えます。

そうでないことを願いますが、もし、そうであるならば、厚労省として現在どのように対応中であり、また今後どのように対応するかということを説明していただきたいと思えます。

また、現地からそういった声も上がっているわけなのですが、この問題に関して、現地の理解を得るために厚労省として、例えば沖縄の遺族でありますとか、あるいは関係省庁との協議も含めて、これまでこの問題に関してどのような対応をしてきたのかということについても、御説明いただきたいと思えます。

以上でございます。

○犬伏座長 浜井構成員、ありがとうございます。

コメントと質問、質問の中には2点にわたる質問がございましたので、コメントにつきましては、来年度について御考慮いただきたいということでしたので、それを踏まえて事務局としても、対応いただければと思えますが、御質問の点について、事務局のほうでお答えいただきたいと思えます。

それでは、よろしくをお願いします。

○皆川課長 まず、浜井構成員から、コメントとして、今年度のコロナの状況を勘案しながら、即応して見直しをしていくべきというコメントをいただきまして、ありがとうございます。

コロナについては、逐次、外務省とも連携の上、現地の状況を把握して、入れるような状況になれば、どういったミッションで入るのがいいのか、検討の上、速やかに対応していきたいと考えてございます。

御質問をいただきました沖縄南部の御遺骨の収集に関連してのお話でございます。

沖縄における遺骨収集については、厚生労働省と沖縄県、それから沖縄県の委託先である遺骨情報センターが役割分担をして、それぞれ遺骨収集に、これまで当たってきているところでございます。

沖縄は御存じのとおり、先の大戦の地上戦で大きな犠牲が出ていることから、沖縄県では、厚生労働省と協議をして御遺骨を発見した際のフローチャートなどを作成し、業者さんも含め、現地の方々、併せてボランティアの方々にも、御遺骨を発見した場合の、どこへ通報していただく、具体的には、警察ですとか、それから文化財に当たることも考えられるので、そういった関係箇所、まず1か所に連絡していただくと、関係箇所連携をして、現地を確認するような仕組みができております。

それで、今までも御遺骨を発見し、その南部の地域からもボランティアさんの御協力をいただいて、収容実績があるところでございます。

今までの仕組みは、そういった仕組みによって、現地で発見した御遺骨を速やかに収容すると。併せて収容された御遺骨は、情報センターで管理をされて、身元判明につなげていくという流れでございます。

浜井構成員から御発言がございました、南部の土砂の採石場については、私どもが沖縄県と連携をして情報は収集してございます。ボランティアさんの方からも沖縄県と厚労省が連携をしてやって、遺骨収集を行っておりますということは御連絡してございますが、採石について、厚労省がコメントというのはなかなか、コメントすることは難しいと考えております。

現状については、いただいた御遺骨情報は、全て沖縄県と共有をしているところでございます。

すみません、うまく説明にならないかもしれませんが、以上です。

○犬伏座長 犬伏です。

浜井構成員、今の説明について、何か御意見、コメントがございましたら、よろしくお願いたします。

○浜井構成員 従来の沖縄での取組ということに御説明がありましたが、それについては、もちろん承知をしているところでございます。

私の投げた質問に関しては、ほとんど正面から答えられていないという感じがしております。

採石についてコメント云々というよりも、今、国の事業として、そのような基地の建設ということをやっているわけでありますが、当然、そこに遺骨が含まれているかもしれないということが、現実の懸念として、現時点で起こっているのだということは、もう既に報道レベルでも出てきている状況です。

これに対して厚労省として、今、何も対応していないということは、極めて不適切ではないかと思っておりますので、これに対してはコメントする立場にないというようなことではなくて、積極的に関与して、実際に現地に調査をするなり、何らかの対応する必要があるのではないかと思います。

といいますのも、やはり遺骨が含まれているかもしれないと、現に言われておりますし、私も何度も現場に行っていますが、一帯からよく遺骨は見つかるわけなのですが、土砂として採掘されて、採石されて、基地の工事に使われると、もしそこに遺骨が含まれていたとしたら、もうそこで収容できる可能性というのは全く失われてしまうということになるわけです。

つまり、遺骨が含まれているかもしれないのに、その収容の可能性を断ち切ってしまうということになるわけです。

それというのは、日本人の遺骨ではないのに、日本人の遺骨として持ち帰ってきたという問題と根は一緒でありまして、昨年来の一連の問題として事業に携わる者が学んだことは、今までのやり方というものどこがまずかったのかということのを正して、これからは科学的あるいは専門的な知見に基づいて、より正確性を期してこの事業を進めていくということだったと思います。

したがって、そこに可能性があるという指摘されているのであれば、それについて国として

きちんと確認をする必要があります。もちろん確認をした上で、問題ないという判断がなされるかもしれませんが、いや、まだそこには含まれているという判断がなされるかもしれません。いずれにせよ、専門的、科学的な知見を踏まえた上で、しっかりと対応をしていただく必要があるのではないかと、私は、この問題に関して考えております。

それはぜひやっていただきたいと思えますし、その上で、どのような対応したのかということは、きちんとこの会議で報告をしていただきたい。それをしないと、またこの問題は、禍根を残してしまうのではないかと思います。

以上です。

○犬伏座長 発言、よろしく申し上げます。

○伊澤課長 浜井構成員から、御質問をいただきまして、ありがとうございます。

事業課長のほうから、現状を御報告いたしましたけれども、少し言葉が足りなかったところもあるかと思いますので、少し、御説明させていただきたいと思えます。

現状は、事業課長から御報告申し上げたとおりでございますけれども、浜井構成員もよく御案内のように、沖縄のかつてからの、歴史的な事情もございまして、沖縄県と国のほうで役割分担をしながら遺骨収集に、これまでも取り組んできております。

日常的な様々な、例えば、土地の再開発で遺骨が見つかったようなケースでございますとか、あるいは、今、御指摘をいただいているような南部のケースにおきましても、沖縄県のほうで、まずは、しっかり計画を立てていただいたり、状況を確認していただいたり、県自らが、実施していただいているということでございます。

したがって、南部の岩ずりにつきましても、今回の問題で、初めて生じたようなことではなく、もう既に、沖縄県内でも、いろんな工事などに岩ずりを使っておりますので、先ほど、事業課長が申し上げましたとおりに、事業者ないしはボランティアの方々が遺骨を発見されたときには、しっかり沖縄県に通報していただいて、沖縄県のほうが確認をしたり、あるいは沖縄県自身が鉦業権の指定とかもしているわけでございますので、現地の事情とかもしっかり見ながら、沖縄県が、まず、判断していただいているという現状がございます。

その上で、構成員御指摘のような、今、いろいろなお話も出てきてまいっておりますので、私どもとしても、遺骨収集に責任ある立場として、沖縄県のほうに事情を確認したり、沖縄とも連携して、しっかり対応していこうということで、沖縄県のほうとも話は、もちろんしております。

引き続き、様々御意見があることも承知しておりますので、繰り返しになりますが、沖縄県に委託して、まずは現場に近い沖縄県でしっかり見ていただいておりますので、沖縄県としっかり連携しながら国としても対応してまいりたいと思えますし、構成員御指摘のとおり、進展具合とか、何か結果がございましたら、有識者会議のほうで、逐次、沖縄県とこういうお話もしましたし、沖縄県は、こういう対応で考えていらっしゃるのか、あるいは国としては、こう考えておりますといったようなことは、逐次御報告申し上げたい

と思います。

もし、まだ、不足なあるところがあれば、御指摘をいただければ、私どもとしても対応したいと思っておりますので、御指摘、よろしく願いいたします。

以上です。

○犬伏座長 犬伏です。

浜井構成員、今の御説明をお聞きいただいた上で、さらに何か御意見がございましたら、お願いいたします。

○浜井構成員 ありがとうございます。

今の御説明でいうと、適切に厚労省と沖縄との間で情報交換をしていると。実際に、既に行われている採掘には、遺骨は含まれていないという認識であると、私は理解しました。それでよろしいでしょうか。

もちろん、そうだと思うのですけれども、今の御説明だと、そういうことになると、私は理解いたしました。

その上で、従来の経緯というのは、もちろん私もよく承知しておるところなのですが、昨年来、いろいろ専門的、科学的知見を取り入れて、より正確性を期してやっていくという中で、沖縄での取組というものもより厳密にやっていく必要がある。それには、今、国のほうでいろいろ手順などの見直しをしているわけではありますが、国が、沖縄における遺骨収集においても積極的に関与して、そして、現地の理解をきちんと得る形で事業を進めていただきたいということでございます。

以上でございます。

○犬伏座長 よろしく願いします。

○伊澤課長 浜井構成員から貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

もちろん、国としても、岩ずりの中にどのぐらいまでしっかりやれば、もう遺骨がないですよと証明する仕方みたいな科学的知見は、正直、私どもにも手元にはございませんけれども、いずれにいたしましても、御指摘をしっかり受けとめまして、沖縄県に委託しているものではありますけれども、国の責務として、どういったことを考えていくべきかということを、沖縄県の現場感覚での意見をしっかりと重く受けとめながらも、国として沖縄と連携して、沖縄県にもよく事情を聞きながら、事業を進めていきたいと考えてございます。

貴重な御意見をありがとうございます。

○犬伏座長 犬伏です。

いろいろ懸念が広がるということになりますと、また、私どもの責任も重大でございますので、事務局を含め、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、そのほかの御質問はございますでしょうか。

黒沢構成員、よろしく願いします。

○黒沢構成員 ありがとうございます。黒沢です。

遺留品のことで、1点ちょっとまだよく事情というのでしょうか、仕組みが分かっていないところもございまして、お尋ねしたいのですが、この遺留品の返還の御希望があって、御遺族に返還できるケースということは、これでよく分かりました。

それで、御遺族などが特定できない場合は、多分、その旨を返還したいという保有者の方に連絡して、それで、残念ながら見当たりませんでしたというようなことで、終えられているのかなと思うのですが、そういうような流れということではよろしいのでしょうかというのが1つです。

もう一つは、やはり遺留品は、現地で日本の軍人さんや軍属の方とか、そのほか民間の方の遺留品もあるかもしれないのですが、そういう方々の歴史を証明するものになるわけです。

そういう場合に、今まであまりなかったのだらうと思うのですが、身元が特定できなかったり、返還する方々がいなくても、一旦、例えば国のほうでお預かりするとか、あるいはとにかく返したいのだという方の御希望がある場合は、それを受領するとか、そういう形で国が遺留品を収集するというと、ちょっとニュアンスは違うかもしれないのですが、保管するというようなことも、過去の歴史を伝えていく上では、重要なことになるのかなと思うのです。

もちろん収集しただけでは、歴史を伝えることにはなりませんので、ちょっと適切な施設かどうか分かりませんが、厚労省ですと、昭和館があったりしますけれども、そういうところで保管していただくとか、展示していただくとかということも、できるのかもしれないのですが、そういった、今まではそういうことは余りなかったのではないかなと思うのですが、ある種、身元不明の遺留品などに関しても、国として、行き先がないようなものでも、保管していく、あるいはそれを活用していくというようなことは、あり得るのでしょうか、そういうようなお考えはあるのかどうか、どうなのでしょう、検討に値することになるのかどうか、そこら辺ちょっと私も、まだ、2回目の参加ということで事情がよく分からないところがあるのですが、教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○犬伏座長 犬伏です。

事務局から御説明ありましたら、よろしくお願いたします。

事務局の皆川さん、よろしくお願いたします。

○皆川課長 今、黒沢構成員から、遺留品についてのお話がありました。

まず、特定できた、できなかったというお話は、先ほどの資料にもございますが、過去10年で約3,000件のうちに、御遺族にお返しできたものが23%、特定できなかった、もしくは受領を辞退されたものが1,600件でございますので、約6割というところになってございます。

現時点では、遺留品のお写真を送っていただいて、それに基づいて調査をしておりますので、構成員がお話になったように、特定できなかった場合は、その旨を丁寧に遺留品の

所有者の方へお手紙を差し上げ、御理解をいただいているところでございます。

現状は、写真をお送りしていただいておりますが、この遺留品業務も長い歴史がございます。過去は、例えば、遺留品そのものが送られてきたようなときもあったと聞いております。そういった場合、特定できなかったものについては、所有者の方にお返しをしたり、もしくは、所有者の方も受け取らないということになった場合は、かつては構成員もおっしゃっていましたが、社会・援護局関連の昭和館等で引き取っていただいたりといったケースもあったように聞いております。

今後、構成員がおっしゃるように、遺留品については、ほとんどの戦没者の御遺族に御遺骨がお返しできていないこともあり、遺留品が御遺族へつながるものでありますし、歴史を証明するというお話は、そのとおりだと思っております。

今後、そういった展示なりをしていただけたところがあるのかどうか、私、全く現時点では分かりかねておりますので、その辺をリサーチして、御意見に何か反映できることがあれば、整理をしていきたいと考えております。

以上です。

○犬伏座長 犬伏です。

黒沢構成員、ただいまの事務局の御説明で、よろしいでしょうか。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

やはり歴史を証明する重要な素材といえますか、亡くなられた方々の生きた証しだとも思いますので、そういう意味でもできるだけ国として、そういうものを収集する、あるいはそういう展示、国自身で持ち切れなければ、そういう博物館等へつないでいく、そういうことをしていただけるよう、今後、御検討を、過去になさったこともあるということですが、今後、そういうところも、さらに御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○犬伏座長 犬伏です。

黒沢構成員の御意見もありますし、随分時代が経ってしまいますと、散逸するといったようなこともございますので、御検討をいただくということでお願いしたいと思います。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

事務局、ございますか。

犬伏ですが、ほかに御意見はございますでしょうか。

特にないようでしたら、資料3の説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○橋本室長 事務局の橋本です。資料3に入りますけれども、よろしいでしょうか。

○犬伏座長 資料3の説明をお願いいたします。

○橋本室長 承知いたしました。

資料3の戦没者遺骨鑑定センターにおけるDNA鑑定の進め方について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

所属集団判定会議についてでございます。今年5月に公表いたしました遺骨収集鑑定の

見直し方針に基づき、現在、鑑定業務のほうを進めているところでございます。

判定の進め方でございますけれども、所属集団の推定につきましては、検体ごとに、STR型を基本とした分析結果を踏まえ、ウェブ上の国際的データベースを参照し、当該遺骨の埋葬や収容状況の判断を加味しながら判定を行うこととしてございます。

判定方法につきましては、ページをめくっていただきまして、2ページにございます参考資料1でございます。

こちらは12月3日に開催しました第4回所属集団判定会議で議論し、了承いただきまして、翌週の12月8日になりますけれども、第2回戦没者遺骨鑑定センター運営会議、こちらを開催してございまして、そちらのところで報告し、取りまとめた資料でございます。

具体的な手順でございます。

1点目のウェブ上の国際データを参照した所属集団の推定であります。こちらは3ページを御覧いただけますでしょうか。

3ページの①、上のほうに書いてございますけれども、STR型を基本とした分析結果による検体ごとの判断の目安でございます。

2つ目の②、データベースを参照した結果から、北方地域と南方地域の状況を踏まえ、検体ごとに、日本人の蓋然性が高い、日本人の蓋然性が低い、判定不可のいずれの判断を行うものでございます。

これを図示化したものが、4ページにございます。

こちらの4ページの表の見方になります。まず、上のほうにございますように、北方地域ですが、上の項目にY染色体で東アジア系、東アジア系以外、DNA型が出ないという区分にしております。同じく左の項目、ミトコンドリアDNAで、東アジア系、東アジア系以外、DNA型が出ないという区分となっております。これをクロスさせて、判定結果を求めます。

例えば、ミトコンドリアDNAのほうで、東アジア系が出て、Y染色体のほうも東アジア系と一致した場合には、日本人の蓋然性が高いとしています。

Y染色体とミトコンドリアDNAの判定結果が、それぞれ異なる場合は判定不可、それで両方ともアジア系以外の場合では、日本人の蓋然性が低いという、そういう判定になります。

一方、DNA型が出ない場合は、Y染色体とミトコンドリアDNAで少し考え方を変えてございます。

それというのは、ミトコンドリアDNAのほうが出やすいということで、Y染色体が出ない場合でも、ミトコンドリアDNAの型が出て、それが東アジア系だという場合には、日本人の蓋然性が高いということに、また、Y染色体が出ない場合であっても、ミトコンドリアDNAが東アジア系以外であれば、日本人の蓋然性が低いとしております。両方とも出ない場合には判定不可ということになります。

次に、南方地域ですけれども、北方地域ですと、現地人のアジア系のDNAを持っている蓋然性が極めて低く、南方地域になりますと、現地の人でもアジア系のDNA持っていますので、

地域によって判断の仕方が分かります。それだけだと判断がつきにくいいため、こちらにおかれましては、日本人特有という区分を設けてございます。

基本的な考え方は、北方地域と一緒にすけれども、東アジア系だけでは、日本人の蓋然性が高いとまで言えないので、ミトコンドリアDNAで日本人特有という、日本人の蓋然性が高いような方が出た場合、Y染色体で東アジア系であれば、日本人の蓋然性が高いとしていきますし、Y染色体でDNAの型が出なくてもミトコンドリアDNAで、日本人特有というところであれば、日本人の蓋然性が高いとしております。

一般的な東アジア系ということであれば、ミトコンドリアDNAのほうが出ても、全部判定不可としてございます。この点が北方地域と南方地域で若干異なるということで整理させていただきました。

あと、下のほうは、星印は、区分の目安になりますY染色体とミトコンドリアDNAで、日本人多いタイプをここに挙げてございます。

これらの目安をハプロタイプが一致した国や地域も参考にし、判断することとしております。

続きまして、5ページのほうを御覧ください。

3ページ、4ページは科学的な鑑定でありまして、DNAの基本的なSTRを基本とした分析結果を踏まえて、ウェブ上で、結果を判断してクロス表に当てはめて、蓋然性が高いか、低いか、または判定不可か、こういった判断の目安ということになります。

そして、5ページになりますと、②にございます、埋葬地、収容地の性格区分に応じた判断の目安です。

1つ目の○につきましては、今、御説明した検体ごとの、大まかでございますけれども、所属集団が分かるものの、日本人遺骨であるかどうか、確定的に判断するには、やはり、当該御遺骨の埋葬、収容状況を加味した上で、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等の情報を総合的に勘案し、日本人遺骨であるかどうか判断を行うものでございます。

こちらにも図示化したものが6ページにございます。

これは、対応表の見方になります。埋葬地、収容地の性格区分に応じた判断に当たりまして、名簿等から日本人以外が含まれていない場合には、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等の情報を総合的に勘案した上で、日本人の蓋然性が高い遺骨は、日本人の遺骨であると判定。判定不可の遺骨は次世代シーケンサを用いて、SNP分析を実施、日本人の蓋然性が低い遺骨は、日本人の遺骨である可能性が低いと判定してございます。

それ以外の場合には、アジア系の遺骨でも日本人かどうか分からない遺骨が入っている場合を想定してございまして、そういう場合には、全て次世代シーケンサを用いたSNP分析に回すことを考えてございます。

中には低いものも含まれている場合については、それ以上、もう分析を実施せず、日本人遺骨である可能性が低いと判定してございます。

いずれの場合も、日本人の蓋然性が低い遺骨が多い場合は、日本人遺骨である可能性が



低いと判定しますが、中には、日本人の蓋然性が高いものも含まれるなどの場合につきましては、こちらは個別事情を踏まえた対応を検討することとしてございます。

申し訳ございません、2ページのほうにちょっと戻りまして、ここで、現在の立ち位置は、今、御説明いたしました1点目のウェブ上の国際的データベースを参照した所属集団の推定のところでは、

今後、次世代シーケンサに回った検体については、その結果を踏まえ、資料に掲載しているとおり、次のステップの2点目としまして、次世代シーケンサによるSNP分析で、所属集団の推定、さらに3点目の専門家による総合的な判定を行っていく必要が出てくることとなりますので、こちらにつきましても、今後、具体的な判定方法につきましても、可能な限り、お示ししていきたいと考えてございます。

繰り返しになりますけれども、現時点で、判定会議で、今、行っているところというのは、まずは1点目のウェブ上の国際的データを参照した所属集団の推定ということで、そういった判断の目安ということで、御説明いたしました。

また、最初の1ページの続きになりますけれども、中央にございます会議の開催頻度でございます。

今後、新たな検体が持ち込まれた遺骨のDNA鑑定を行うほか、既に収集した遺骨で、検体のあるもの、約8,600、前回開催の9月の有識者会議のときにも御説明しました、こちらの今後の進め方につきましても、こちらにも書いてございますように、3年かけて、日本人であるかどうか、所属集団判定会議のもとに置く、DNA鑑定分科会を月2回程度開催し、1回に150検体の判定に向けた整理を行います。

所属集団判定会議は、3か月に1回程度開催しますので、それまで、DNA鑑定分科会にて議論されたものを、判定を行っていくこととなります。

1ページの下になりますけれども、2点目といたしまして、分析施設の設置、通称ラボになりますけれども、こちらは鑑定の迅速のため、来年度に戦没者遺骨鑑定センターにラボを設置することを現在検討してございます。こちらは令和3年度予算でラボを設置するための準備経費を要求しているところでございます。

3点目になりますけれども、身元特定のDNA鑑定人会議、こちらは今後も引き続き、身元特定のためのDNA鑑定を進めていくということで書かせていただきました。

後ろの頁に行きまして、参考資料のほうに入ります。7ページ、参考資料の2になります。

こちらは、9月のときの有識者会議のほうにも添付してございました。こちらにつきましては、令和2年10月末現在で更新してございます。こちらにつきましては、先ほどの資料2と同じものでございまして、再掲という形になります。

次のページ以降につきましては、8ページ以降、こちらは、所属集団判定会議の議事要旨と、身元特定DNA鑑定会議の議事要旨、それぞれ添付してございます。既に厚生労働省のホームページのほうにも掲載してございますので、内容のほうは省略させていただきました。

いと思います。

なお、直近で行われました12月3日の所属集団判定会議、こちらは、先ほどの資料3の所属集団の判定方法について、御了承を得たほか、その会議で事案の判定も行ってございます。

こちらにつきましては、現在、構成員の方に内容を確認いただいている状況でございますので、確認後、また、厚生労働省のホームページのほうに、議事要旨等を載せる予定でございます。

資料につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。

ここまでの資料についての説明について、御質問や御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

浜井構成員、よろしくお願いいたします。

○浜井構成員 構成員の浜井です。

1点質問ですが、資料3の1ページ目の2にありました、分析施設の設置についてという点であります。

来年度、設置検討のための調査の予算を計上するというような御説明がありましたが、実際にラボと言われるものが運用される見通しというか、スケジュール的な見通しについて、いつ頃になるのかということについて、もし、今、お答えできる範囲であれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 犬伏です。

事務局のほうから予算要求が今年度ということ、来年度に向けてということでもありますので、今の御質問について御検討の範囲内でよろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○橋本室長 橋本です。

来年につきましては、先ほど申し上げましたように、現在、来年度、設立準備のための経費を要求中でございますので、現時点で、設立に関しましては、未定ということになるかと思っております。

今後、人員、ラボの規模等、こういったものを含めまして、鑑定機関の先生方、関係者らに御相談の上、検討してまいりたいと考えてございます。

現状としては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。

予算要求が準備段階の予算要求ということだそうですが、浜井構成員、何か追加はございますでしょうか。

○浜井構成員 御回答ありがとうございました。

DNA鑑定の迅速化という観点から、重要な施設になると思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

ありがとうございました。

○犬伏座長 よろしく願いいたします。

○伊澤課長 企画課長の伊澤でございます。

予算の関係につきましては、鑑定室長のほうから御説明申し上げたとおりでございます。

まず、予算が通った後でないと、我々は、基本は動けないわけではございますけれども、ただ、今、浜井構成員からも御指摘いただきましたように、これは重要な事業でございますので、私どもとしては、体制が整い次第、来年度できるだけ早期に実現を図ってまいりたいと、こういう決意といたしますか、気持ちでございますので、そのことをつけ加えさせていただきますしたいと思います。

以上でございます。

○犬伏座長 事務局からの御説明ありがとうございました。

そのほか、御質問はございますでしょうか。

オブザーバーの浅村先生、何か今の鑑定センターの動きとか、ただいまのラボの件などについて、何か御意見、あるいはコメント等ございましたら、お願いします。

○浅村オブザーバー 信州大学の浅村です。

まず、第1点目に、今、ラボの話が出たのですけれども、予算がつくか、つかないかということも重要だと思うのですけれども、簡単に技術を身につけた人が、すぐそこに入ることができるような環境というか、そういう質のものでもないで、予算がついてすぐそのラボが稼働できるかという、すごく難しい部分もあるかと思えます。ですので、厚労省の方と相談しつつ進めさせていただければと思っています。

もう一点なのですけれども、今の資料3の冒頭の1ページ目の御説明が事務局からありましたけれども、この資料3の1ページ目を見ると、圧倒的というか、8割方、所属集団判定会議についてというのが書かれています。

本来、遺骨の鑑定という点での最終目標は、身元判明して御遺族に返していくというのが最終目標であって、最大の目標であろうかと思えます。

ところが、わずか下の3番に、少ししか書かれていないのですけれども、これに関しては、これまで従来どおり淡々と進めさせていただきたいと思っております。この資料3の作成意図は、私もよく分からないのですけれども、この1番の所属集団を、圧倒的に重点を置いているように書かれているのは、恐らく、今回取り違えというか、ロシア人ではないかという指摘があったにもかかわらず、という一連の報道の問題があったことで、ここに力を厚労省の方は入れているのだと思うのですけれども、技術者としての私から御意見を申し上げるとするならば、最大の目標、最終目標は身元特定のためのDNA鑑定というものを最終目標にして、そういう鑑定では、身元が当たらない人であっても、日本人の方に関しては、第2の目標として日本に帰還していただいて、集合埋葬地のようなところに、埋

葬をさせていただくというような、そういうような考え方で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○犬伏座長 犬伏です。浅村先生、ありがとうございました。

今の浅村先生からの御意見あるいはコメント等について、事務局として何か御説明、お返事など、ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○橋本室長 今、浅村先生のほうから2点ございました。

ラボの関係につきましては、繰り返しになりますけれども、現在、予算要求中ということでございます。

今後は、やはり、ラボの設置を目指して、進めていかなければいけないのですけれども、その過程の中で、やはり人員の体制、ラボの規模など、その辺につきましては、現在、12大学の実施機関で鑑定を行っていただいておりますので、そういった先生方と御相談をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

もう一つは、資料3のDNA鑑定の進め方ということで、浅村先生、御指摘のとおり、本来であれば、身元特定ということで、DNA鑑定の流れを一番上にもってきたいところだったのですけれども、今回、やはり先生おっしゃいますように、昨年日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されたことを受けて、今年5月に見直しを行い、今後の御遺骨の収集、鑑定のプロセスということで、所属集団判定会議が、今年7月後半に設置されており、まずは、今後の判定の進め方について、こうした部分につきましては、今回、重きを置いたということでございます。所属集団判定会議がどのような形で日本人であるか、そうではないのか、こういったような目安ということも示しながら進めていかないとけないということで、ボリューム的に取ってしまったということでございます。

引き続き、厚生労働省としまして、最終目標としましては、収容された御遺骨を御遺族のもとにお返しするために、全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後とも、鑑定機関の先生方には、是非とも御協力いただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。

浅村先生、さらに何かということがございましたら、お願いします。

○浅村オブザーバー 浅村です。

技術的でとても難しい内容ではあるのですけれども、先ほどのお話にありましたように、ロシア人である、日本人ではないのではないかという御指摘があったにもかかわらずというお話があるのですけれども、報道された案件ですけれども、これも実は、身元特定のDNA分析をする中で判明したものです。

ですので、資料3の1ページ目は、所属集団の判定をすることと、身元特定をすることが別のような印象を持ってしまうのですけれども、簡単に要点を述べさせていただくと、

身元特定のためのDNA鑑定をする、その結果によって、大方の所属集団ということが推定できます。ですので、やることとしては、ほとんど一緒になります。

その中で、そうは言っても所属集団が分かりにくいというようなDNAのタイプがあるので、それに関して、新たな手法として、次世代シーケンサによるSNP分析というようなことが書かれているもので、所属集団を判定するのに、次世代シーケンサの分析を用いるというのは、これ自体がまだ確定的なものというか、技術的に確立したものではないですので、今後、試しながらやっていくというもので、基本的には身元特定のDNAの分析をすることによって、所属集団もある程度分かるのだということを御理解いただければと思っております。

私からは、以上になります。

○犬伏座長 犬伏です。

浅村先生、御意見、コメント、どうもありがとうございました。

事務局のほうで、何かこれにつけ加えることがないのであれば、最後に、ほかの方々の御意見、あるいは全体にわたって、議題の1から3までの議事につきまして、もう少し、御意見を申し上げたいということがございましたら、お願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

ないようでしたら、本日の議題は、以上になります。

それでは、最後に、事務局から何か御連絡はございますでしょうか。

○中村補佐 事務局の中村でございます。

冒頭でも申し上げましたけれども、本日の有識者会議につきましては、この後、オンラインで記者ブリーフィングを行います。

また、会議資料は本日、議事録は後日、厚労省のホームページに掲載しますので、御承知のほど、よろしくお願いたします。

なお、次回の会議の開催時期につきましては、別途御相談させていただきましたので、よろしくお願申し上げます。

以上でございます。

○犬伏座長 犬伏です。

本日は、ウェブ会議ということで進めさせていただきました。長時間にわたり御苦労さまでございます。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第4回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。